

平成 20 年 7 月 28 日
健康福祉事業本部
健康部地域医療課

在宅療養支援診療所について

1 在宅療養支援診療所

(1) 在宅療養支援診療所とは

地域における患者の在宅療養の提供に主たる責任を有するものであり、患者からの連絡を一元的に当該診療所で受けるとともに、患者の診療情報を集約する等の機能を果たすため、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診できる体制を整えた診療所のこと。(平成 18 年の医療法改正により新設)

(2) 要件

- ① 保険医療機関たる診療所であること。
- ② 当該診療所において、24 時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供していること。
- ③ 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24 時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること。
- ④ 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24 時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること。
- ⑤ 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること。
- ⑥ 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員（ケアマネージャー）等と連携していること。
- ⑦ 当該診療所における在宅看取り数を報告すること。 等

(3) 練馬区内の在宅療養支援診療所

平成 19 年 2 月 1 日現在 43 診療所・・・資料 1-2 のとおり

2 在宅医療の取組

東京都保健医療計画（平成 20 年 3 月改定）・・・資料 1-3 のとおり